

# 所有権解除のご案内

下記の通り、所有権解除に必要な書類をご案内させていただきますので郵送でご依頼ください。  
後日、名義変更等に必要となります所有権解除書類をお送り致します。

- ※必要書類到着から発送まで1週間前後かかる場合がございますので時間に余裕を持ってご依頼ください。
- ※ご来店による書類の受け渡しは行っておりませんのでご了承ください。

## □ 弊社で所有権解除可能な自動車検査証の所有者名義

お手元の車検証をご確認いただき、下記いずれかが所有者名義となっていることをご確認ください。

株式会社モーターレン阪神	兵庫県西宮市津門大箇町 4-3
株式会社モーターレン阪神	大阪府箕面市半町 3 丁目 13-4
株式会社服部モーター商会	大阪府大阪市都島区都島本通 1 丁目 2-20
株式会社服部モーターサイクル商会	大阪府大阪市都島区都島本通 1 丁目 2-20
服部オートモビル株式会社	大阪府大阪市中央区谷町 2 丁目 3-12
アインスエーオート株式会社	大阪府高槻市川西町 1 丁目 20-10
アインスエーオート株式会社	大阪府大阪市東住吉区杭全 7 丁目 2-5

## □ ご用意いただく所有権解除必要書類

- ①ローン契約終了通知書コピー（または回答書のコピー）
  - ②自動車検査証の使用者名義人の委任状（実印押印） 委任状
  - ③自動車検査証の使用者名義人の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内の原本）
  - ④自動車検査証コピー  
従来様式の車検証（A4横サイズ）の場合は自動車検査証コピー  
電子車検証（A6サイズ）の場合は自動車検査証記録事項コピー  
→印鑑証明書住所が車検証住所と一致しない場合は連続性確認のため
  - ⑤個人→住民票（除票）、戸籍の附票（発行から3ヶ月以内の原本）  
法人→登記簿謄本等（発行から3ヶ月以内の原本）  
→使用者名が合併・統合や結婚等で変っている場合は同一性確認のため
  - ⑥個人→戸籍謄本（戸籍抄本）（発行から3ヶ月以内の原本）  
法人→登記簿謄本等（発行から3ヶ月以内の原本）
- ※お手数ですが返信用封筒をご同封ください。  
※その他、上記書類についてご不明な点がございましたら下記までご相談ください。

## □ 書類のご送付先

〒569-1133 大阪府高槻市川西町 1 丁目 20-10  
株式会社モーターレン阪神 高槻支店 業務課 所有権解除担当 宛  
TEL 072-682-891 1（受付時間/10:00~17:00） FAX 072-684-0393  
定休日 月曜日、火曜日（年末・年始・GW・盆休みあり）※祝日及び各月の末日は営業いたします。

## 自動車検査証の使用者名義人がお亡くなりの場合

## □ ご用意いただく所有権解除必要書類

- ①ローン契約終了通知書コピー（または回答書のコピー）
- ②代表相続人様の委任状（実印押印） 委任状
- ③代表相続人様の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内の原本）
- ④自動車検査証コピー  
従来様式（A4横サイズ）の場合は自動車検査証コピー  
電子車検証（A6サイズ）の場合は自動車検査証記録事項コピー
- ⑤遺産分割協議書（代表相続人様は実印押印） 遺産分割協議書  
※相続人全員のご住所、ご氏名、ご捺印をお願い致します。代表相続人様は印鑑証明書の印鑑をご捺印お願い致します。  
※査定金額が100万円以下の自動車の場合は、遺産分割協議書の代わりに以下の書類3点でも結構です。
  - ・遺産分割協議成立申立書（相続人様の実印押印） 遺産分割協議成立申立書
  - ・査定書
  - ・査定士の身分証明書のコピー
- ⑥戸籍謄本（発行から3ヶ月以内の原本）  
※被相続人及び相続人全員が確認できるものをお願い致します。（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本）  
※相続人が1名の場合は遺産分割協議書は不要で、車輛名義人の死亡がわかる、相続人が1人だけだとわかる戸籍謄本（原戸籍）を添付ください。